

世界エイズ・結核・マラリア対策基金 (グローバルファンド) 拠出金(外務省)

取りまとめ

- 我が国の国際機関に対する拠出金の中でも最大級である本拠出金は、事業規模の急拡大に伴い日本の負担額も増大する中で、グローバルファンドが設定した目標年度である令和8年度まで、成果実績を把握できない状況となっている。外務省として現時点での効果を適切に把握するとともに、当該ファンドの適切な資金規模や、他の国際機関による取組との役割分担を整理し、国民に対して我が国の拠出規模の妥当性や必要性を示すべき。
また、第7次増資期間(2023年～2025年)において、我が国が重視する保健システムの強化が1つの目標として掲げられたが、我が国が目指す保健システムの在り方やその達成時期等の方向性を定めた上で、効果を検証するための適切な成果指標の検討を行うべき。
- グローバルファンドの最高意思決定機関である理事会において、我が国は単独議席を保持しているが、当該ファンドにおいて我が国が重視する分野の取組が行われることに加え、日本の顔が見える支援を推進するとともに、当該ファンドにおける資金の効率的な活用・透明な執行を確保するため、議決権の行使に留まらず、諸外国の取組も参考としながら、必要な働きかけを行い実現を目指すべき。また、そうした

働きかけに関する活動や成果のわかる指標を設定するなど、適切に検証を行うべき。

- グローバルファンドを通じ、エイズ・結核・マラリアの対策を行うことは、結果として我が国への感染症の流入防止等に資するため有益であるが、拠出によってもたらされる我が国への裨益を最大化するため、対策の重点地域等を定める、ワクチン・治療薬や医療機材などの日本企業からの調達を促進するなど、成果指標を設定の上で必要な措置を講じるべき。
- 以上の事項は、グローバルファンドに対し拠出を始める厚生労働省と一体となって取り組むべき。